



宮 崎 県 公 報

平成24年 8 月13日（月曜日） 第 2412 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎週月・木曜日
購読料（送料共） 1年 36,000 円

目 次

規 則

○宮崎県財務規則の一部を改正する規則……………（財政課） 1

告 示

○障害者自立支援法に基づく指定自立支援医療機

関（精神通院医療）の指定……………（障害福祉課） 1

○保安林の指定予定の通知（7件）……………（自然環境課） 1

○宮崎県内水面漁場管理委員会指示に基づく水域

の範囲の指定……………（水産政策課） 3

公 告

○軽油引取税に係る免税証の無効公告……………（税務課） 3

規 則

宮崎県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 8 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第40号

宮崎県財務規則の一部を改正する規則

宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（予定価格） 第 122条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 工事、工事にに関する業務、庁舎管理に関する業務若しくは職員 宿舎管理業務の請負、普通財産（不動産に限る。次項において同 じ。）の売払い又は公有財産の貸付けに係る契約を一般競争入札 に付しようとするときは、当該一般競争入札の執行前に当該契約 に係る予定価格を公表することができる。 5 前項の規定により、普通財産の売払い又は公有財産の貸付けに 係る契約について、一般競争入札の執行前に当該契約に係る予定 価格を公表するときは、第1項の規定にかかわらず、予定価格調 書は封書にすることを要しない。	（予定価格） 第 122条 〔略〕 2・3 〔略〕 4 工事、工事にに関する業務、庁舎管理に関する業務若しくは職員 宿舎管理業務の請負、普通財産（不動産に限る。次項において同 じ。）の売払い、<u>電子入札により行う物品の売払い</u>又は公有財産 の貸付けに係る契約を一般競争入札に付しようとするときは、当 該一般競争入札の執行前に当該契約に係る予定価格を公表するこ とができる。 5 前項の規定により、普通財産の売払い、<u>電子入札により行う物 品の売払い</u>又は公有財産の貸付けに係る契約について、一般競争 入札の執行前に当該契約に係る予定価格を公表するときは、第1 項の規定にかかわらず、予定価格調書は封書にすることを要しな い。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 551号

障害者自立支援法（平成17年法律第 123号）第54条第2項の規定
により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指
定した。

平成24年 8 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所在地	担当する医療 の種類	指 定 年月日
綾立元診療所	綾町	精神通院医療	平成24年 8 月 1 日
二葉薬局 加久藤	えびの市	薬局	平成24年 8 月 1 日
訪問看護ステーションる びなす	新富町	訪問看護	平成24年 8 月 1 日

宮崎県告示第 552号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 えびの市大字小田字城内1103－1、字麓1154
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字城内1103－1・字麓1154（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西諸県農林振興局並びにえびの市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 553号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字大尾 567－イ、571－1
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は禁伐による。
字大尾 567－イ・571－1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 554号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字児平 308－1
- 2 指定の目的 水源^{かん}の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字児平 308－1（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 555号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡高千穂町大字岩戸字矢ノ淵2819－3・2821－3（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに高千穂町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 556号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8 月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字七折字立山 5911－2、5914、5916
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字立山5911－2・5914・5916（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 557号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字岩屋之迫5224－4
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字岩屋之迫5224－4（次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 558号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成24年 8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡五ヶ瀬町大字三ヶ所字笹ノ原6620－1、6626－1、6626－8
2 指定の目的 土砂の流出の防備
3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法

- ア 次の森林については、主伐は択伐による。
字笹ノ原6620－1・6626－1・6626－8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢

以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに五ヶ瀬町役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 559号

コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る平成23年6月16日付け宮崎県内水面漁場管理委員会指示第 122号に基づく水域の範囲を次のとおり定め、平成23年6月16日付け宮崎県告示第 487号は、廃止する。

なお、河川については、河川法（昭和39年法律第 167号）に基づき国土交通大臣又は知事が指定した河川の名称を使用している。

平成24年 8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 一ツ瀬川水系の本流及び支流。ただし、杉安ダム、長谷ダム及び寒川ダムから上流の区域は除く。
2 大淀川水系の本流及び支流。ただし、古賀根橋ダム、綾南ダム及び広沢ダムから上流の区域は除く。
3 五十鈴川水系の本流及び支流
4 川内川水系の本流及び支流
5 耳川水系の本流及び支流。ただし、塚原ダム、宮の元ダム及び諸塚ダムから上流の区域は除く。
6 安楽川水系の本流及び支流
7 小丸川水系の本流及び支流。ただし、川原ダムから上流の区域は除く。
8 鳴子川水系の本流及び支流。ただし、門川防災ダムから上流の区域は除く。
9 五ヶ瀬川水系の本流及び支流。ただし、三ヶ所取水堰、西畑ダム、浜砂ダム及び下赤ダムから上流の区域は除く。

公 告

宮崎県税条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第 3 号）第76条第 1 項の規定により次の軽油引取税に係る免税証を紛失した旨の届出があったので、当該免税証は無効とする。

平成24年 8月13日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 免税証の種類
200ℓ券2枚
2 用途
農業等
3 記号及び番号
200ℓ券H 5200823～H 5200824
4 有効期間
平成24年4月2日から平成24年8月19日まで
5 免税証に記載した販売店の名称
尾鈴農業協同組合都農給油所
6 紛失年月日
平成24年7月24日

--	--